鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 をここに公布する。

令和7年9月8日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第48号

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

鈴鹿市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成27年鈴鹿市規則第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように 改める。

改正後

(条例別表第31号の規則で定める者及び規 則で定める額)

第7条 条例別表第31号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 略	略
(2) 法律顧問	月額50,000円 <u>以</u>
	内で別に定める
	<u>額</u>
(3)~(8) 略	略

改正前

(条例別表第31号の規則で定める者及び規 則で定める額)

第7条 条例別表第31号の規則で定める者は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、同号の規則で定める額は、同欄に掲げる委員ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 略	略
(2) 法律顧問	月額50,000円
(3)~(8) 略	略

附則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。